

2018日本史B(久下)授業プリント古代5 律令体制(1)

3年 組 番

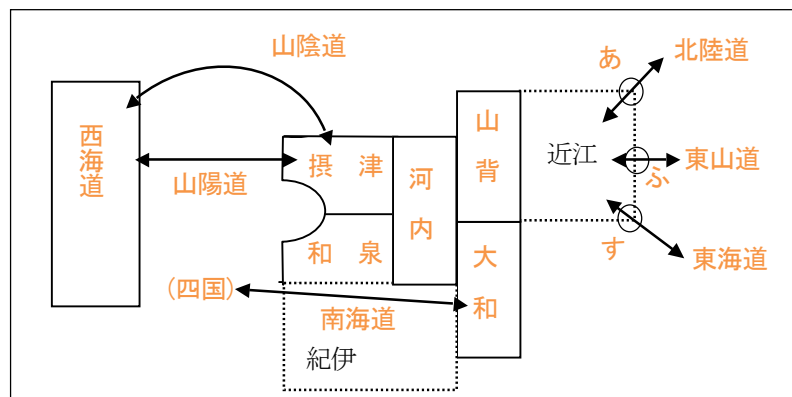
律令の制定 ☆律(₁刑罰法)・令(₂行政法・民法など) …唐を模範に

3近江令[天智]・4飛鳥浄御原令[天武→持統] …ほとんど現存せず、内容も不十分?
 5大宝律令 …6刑部親王・7藤原不比等ら編纂
 8701年[9文武]制定・翌年施行 一部復元
 10養老律令 …11藤原不比等ら 内容は大宝律令とほぼ同じ 律の一部・令の大部分が現存
 718年[元正]制定→12757年[孝謙]に13藤原仲麻呂(不比等の孫)が施行

刑罰など

14五刑…15答(むち 竹鞭で10~50回)・16杖(じょう 杖で60~100回)・17徒(懲役)・18流(流刑)・19死(死刑)
 20八虐 …国家・天皇・尊属に対する罪 有位者にも減刑なし
 謀反・謀大逆・謀叛・惡逆・不道・大不敬・不孝・不義

行政組織(地方) 21五畿七道



○ ☆22三関 { 鈴鹿(東海道)
 不破(東山道)
 愛媛(北陸道)
 …反朝廷勢力の東国への逃走を防止する
 (23軍事的役割)
 ※注意・近江は東山道
 ・紀伊は南海道
 ・四国は南海道

☆24駅制…30里(約16km)ごとに25駅家を設置し26駅馬を常備 27駅鈴が必要(28役人のみが利用)

<一般地域> 国→郡→里

29国…全国に60余 役所を30国衙(国庁)、その所在地を31国府という 32軍団が所属

↓ 地方官は33国司で34中央貴族から任命 356年(のち4年) 任期

36郡…大宝以前は「37評」 役所を38郡衙(郡家)という

↓ 地方官は39郡司で、40地方豪族(旧国造など)から 41世襲・終身

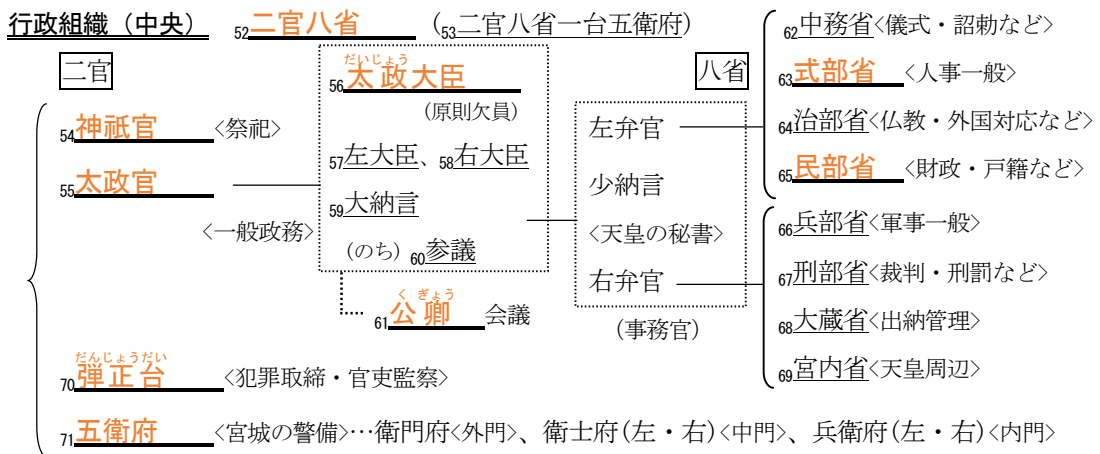
42里…一時「郷」と改称 4350戸で編成 地方官は44里長

45郷戸(25人程度、課税上の単位)→その下が46房戸(10人程度)

<宮 都> (左・右)47京職…京の民政 48市司(東・西)が所属

<摂津国> 49摂津職…難波津の管理・外交 摂津国の民政

<九州> 50大宰府…「51遠の朝廷」九州諸国の統轄 外交・防衛(防人司が所属)



官人制度 ☆官人の養成…72 大学（中央、有位者の子弟）・73 国学（地方、郡司の子弟）

74 四等官 制…長官(75 かみ)・次官(76 すけ)・判官(78 じょう)・主典(80 さかん)と下級役人

※文字は官によって異なる

〈例〉国司…81 守(かみ)・82 介(すけ)・83 掾(じょう)・84 且(さかん)

郡司…85 大領・小領・主政・主帳 各省…長官は86 卿、次官は輔

大宰府…長官は87 帥(88 そち) 次官は89 大貳・少貳

90 官位相当 の制…91 位階に応じて官職が与えられ、92 俸禄=給与が決まる。

位階：正一位から少初位下まで30階級 ※親王は別 ※五位以上が93 貴族

〈例〉左大臣は正二位か従二位、大宰帥は従三位

俸禄：一般には禄として布などが支給される(位禄・季禄など)が、

高位・高職者には、94 封戸(95 位封・96 職封)や97 位田・98 職田

…一定数の戸が支給され、そこからの税収の大半が与えられる

上級官人(貴族)の特権

- ・刑罰…実刑は科されず（八虐を除く）
- ・経済面…課役の減免 五位以上・三位以上で決定的な俸給の差
- ・99 蔭位の制…五位以上の貴族の子や三位以上の孫には、父・祖父の位階に応じて一定の位階が自動的に与えられる

改新前の中央の大豪族は、律令制下でその地位・財力を世襲 → 貴族

正誤問題練習 <大学入試センター1994年本試験、1990年追試験、1998年追試験より>

- (1) 律令制の下では、法はすべて 太政官の合議を経ずに、天皇だけで制定した。
- (2) 全国は、広域行政区域として、京を中心とした畿内と、北陸・南海・西海などの七道に分けられた。
- (3) 国司は 無任期制であり、中央の貴族が派遣された。